政令第百八十七号

麻 薬、 麻薬 **深原料植**: 物、 向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令

内 閣 は 麻薬 及 び 向 精 神薬 取 締法 昭 和二十八年法律第十四号) 別表 第 第七 十五号の規 定に基づき、

の政令を制定する。

麻 薬、 麻 薬原 料 1植物、 向精 神 薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令(平成二年政令第二百三十八号) (T)

一部を次のように改正する。

第一条中第百十二号を第百二十三号とし、 第百四号から第百十一号までを十一号ずつ繰り下げ、 第百号か

ら第 百三号までを削 り、 第九十九号を第百 十四号とし、 第九 十八号を第百十三号とし、 第九十七号を第百 +

二号とし、 第九十六号を第百十号とし、 同号 の次に次の一 号を加える。

百 十 一 兀 メチ /ルー五-回 ―メチルフ エ ニル) | 匹 · 五 ジヒド ロオキサゾール―二―アミン及びそ

の塩類

第一条中 第 九 十五号を第百七号とし、 同号の次に次の二号を加える。

百八 メチル= 一一フェネチル―四― (N―フェニルプロパンアミド) ピペリジン―四―カルボキシラー

ト及びその塩類

百九 メチル=二― [一一(五一フルオロペンチル) 一一Hーインダゾール一三一カルボキサミド]一三

・三―ジメチルブタノアート及びその塩類

第一 条中 -第九十 一四号を第百四号とし、 同 号の 次に次の二号を加える。

百五 N | <u>_</u> (α-メチルフェネチル) 四一ピペリジル〕 アセトアニリド (別名アセチル―アルフ

アーメチルフェンタニル)及びその塩類

百六 N | $\frac{1}{1}$ (α-メチルフェネチル) 四一ピペリジル〕 プロピオンアニリド (別名アルファーメ

チルフェンタニル)及びその塩類

第一条中 第九十三号を第百二号とし、 同号の 次に・ 次の一 号を加える。

百三 メチル 应 フ エニル 四一ピペリジノー ルプロピオン酸エステル (別名MPPP) 及びその

塩類

第一条中第九十二号を第百 一号とし、 第八十三号から第九十一号までを九号ずつ繰り下げ、 第八十二号を

第九十号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十一 (一一ペンチル―一H―インドール―三―イル) (二・二・三・三―テトラメチルシクロプロパ

ン―一ーイル)メタノン及びその塩類

第一条中第八十一号を第八十九号とし、 第七十三号から第八十号までを八号ずつ繰り下げ、 第七十二号を

第七十七号とし、同号の次に次の三号を加える。

七十八 (四一フルオ ロフェニル)プロパン-ニ-アミン及びその塩類

七十九 N― (四―フルオロ フェニル) ―二―メチル―N― (一―フェネチルピペリジン―四―イル) プ

ロパンアミド及びその塩類

八十 N (ニーフル オロ フェニル) ―二―メトキシ―N― (一一フェネチルピペリジン―四―イル)

セトアミド及びその塩類

第一条中第七十一号を第七十六号とし、第七十号を第七十四号とし、 同号の次に次の一号を加える。

七十五 N― (一―フェネチルピペリジン―四―イル) ―N―フェニルフラン―二―カルボキサミド及び

その塩類

第一条中第六十九号を第七十二号とし、 同号の次に次の一号を加える。

七十三 N-(1-フェネチルピペリジン-四-イル)-N-フェニルテトラヒドロフラン-ニ-カルボ

キサミド及びその塩類

第一条中第六十八号を第七十号とし、 同号の次に次の一号を加える。

第一条中第六十七号を第六十九号とし、第六号から第六十六号までを二号ずつ繰り下げ、第五号の次に次

の二号を加える。

七十一

N |

(一―フェネチルピペリジン―四―イル)

| N |

フェニルアクリルアミド及びその塩類

六 N-(1-アミノ-ニ-メチル-1-オキソブタン-ニ-イル)-1-(シクロヘキシルメチル)

一H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類

七 N-(--アミノ-三-メチル---オキソブタン-ニ-イル)---ペンチル--H-インダゾー

ル―三―カルボキサミド及びその塩類

附則

この政令は、 公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。